

令和4年度

大阪市更生療育センター事業報告書

指定管理者

団体名	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内
代表者	理事長 石田 易司（令和元年6月25日～令和5年3月31日）
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
報告対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担当者	米倉慎二（大阪市更生療育センター 庶務係長）
連絡先	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市更生療育センター 06-6797-6681
管理運営方針	運営管理に際しては、障がいのある子ども・障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域での生活を実現し「その人らしく豊かで自立した生活」が過ごせるように「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活推進」を実現することを基本理念とします。 上述の理念に準じて、利用者の機能・動作の向上又は改善・子どもの発達に携わるとともに、障がいのある方・障がいのある子どもが地域での日常生活に溶け込めるような生活全般に向けた支援をめざし、次のような方針で施設の管理運営を行います。 ・各人の障がいの内容・程度に細かく対応する専門性の高いサービス提供 ・比較的に短い期間で地域での、日常生活への順応・適応を支援するプログラムの実現 ・専門的見地より先駆的な療育・プログラムへの取り組み ・各種関係機関との連携を重視 ・長年にわたる福祉施設の管理運営経験に基づく、施設特性を理解した運営管理

目次

1	施設の概要	1
(1)	名称	
(2)	所在地	
(3)	センターの概要	
2	運営に関する業務	1
(1)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」)第5条第7項に規定する生活介護	
(2)	障害者総合支援法第8項に規定する短期入所	
(3)	障害者総合支援法第10項に規定する施設入所支援	
(4)	障害者総合支援法第12項に規定する自立訓練(機能訓練及び生活訓練)	
(5)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援	
	※療育支援を必要とする肢体不自由児や運動発達に遅れのある児童の受入れと必要に応じた歩行獲得の機能訓練の実施	
(6)	児童福祉法第6項に規定する保育所等訪問支援	
(7)	児童福祉法第7項に規定する障害児相談支援	
(8)	児童福祉法第4条2項に規定する障がい児に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援	
(9)	障がい児に係る同条第19項に規定する基本相談支援	
(10)	その他事業の良好な実施に関すること	
3	施設の総合管理に関する業務	4
(1)	業務上必要な人員の配置、管理、指導、給与の支払及び必要な研修の実施	
(2)	大阪市ほか関係官公庁、機関への各種申請・報告・連絡調整	
(3)	業務にかかる対象文書等の適正な管理	
(4)	業務の利用料金にかかる金銭、物品の出納及び収支精算	
(5)	施設維持管理、事業運営に必要な各種会議の通知、開催、運営および業者との連絡調整、点検、確認及び指導業務	
(6)	電気設備安全点検業務	
(7)	防火管理業務	
(8)	労働安全衛生推進業務	
(9)	利用者の安全確保及び防災並びに事故発生時等の緊急事態への対応業務	
(10)	ガス漏れ警報器メンテナンスへの対応業務	
(11)	その他円滑かつ良好な施設管理に必要な業務	

4 建物及び付属設備の維持保全に関する業務	9
(1) 施設の維持管理・保守点検業務	
(2) 施設の警備・保安に関する業務	
(3) 清掃業務（ゴミ処理を含む）	
(4) 備品管理業務	
(5) その他施設の良好な維持管理に必要な業務	
5 関係機関との連絡調整	10
(1) 更生部門の連携先と連携内容	
(2) 療育部門の連携先と連携内容	
(3) 見学・実習受入れ	
6 障がいのある人への合理的配慮の提供	11
7 その他市長が必要と認める事項	12
(1) 実施事業	
(2) サービス向上・利用促進策	
(3) 管理経費縮減・環境への取組状況	
(4) 利用者からの意見等への対応状況	
(5) モニタリングの実施状況	
(6) 個人情報保護への取組状況	
(7) 女性活躍促進の取組み	

1 施設の概要

(1) 名称 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟
(通称：大阪市更生療育センター)

(2) 所在地 大阪市平野区喜連西 6-2-55

(3) センターの概要

- ① 開設年月日 昭和 59 年 6 月 1 日
- ② 構造 鉄筋コンクリート造り、地上 3 階建
- ③ 敷地面積 6,795.79 m²
- ④ 建築面積 1,449.48 m²
- ⑤ 延床面積 2,956.62 m²

2 運営に関する業務

管理運営方針に基づき以下の業務を実施しました。

(1) 障害者総合支援法第5条7項に規定する生活介護

利用実績 (人数)													定員 10
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
生活介護													243
開館日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	217
登録者数 (当月最大登録者数)	18	17	17	17	17	18	19	19	19	19	19	18	2,962
延利用者数	214	229	265	247	260	249	250	248	249	236	238	277	利用率 121.89%

(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所

利用実績 (人数)													計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
短期入所													23
登録者数 (当月最大登録者数)	2	2	2	2	3	2	2	2	1	1	2	2	290
延利用者数	24	20	25	24	33	24	30	22	20	19	24	25	

(3) 障害者総合支援法第10項に規定する施設入所支援

利用実績 (人数)													定員 40
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設入所支援													365
開館日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	376
登録者数 (当月最大登録者数)	32	31	30	31	30	31	31	32	32	32	32	32	11,183
延利用者数	839	942	900	913	877	910	961	943	959	953	896	990	利用率 76.60%

(4) 障害者総合支援法第12項に規定する自立訓練 (機能訓練及び生活訓練)

利用実績 (人数)													定員 34
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立訓練 (機能訓練)													243
開館日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	327
登録者数 (当月最大登録者数)	29	27	25	26	28	28	26	27	27	29	28	27	5,225
延利用者数	475	432	469	417	471	440	409	413	418	409	413	459	利用率 63.24%

利用実績 (人数)													定員 6
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立訓練 (生活訓練)													243
開館日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	56
登録者数 (当月最大登録者数)	2	2	3	3	3	5	6	6	6	6	7	7	1,006
延利用者数	40	38	56	53	60	91	115	103	102	94	117	137	利用率 69.00%

(5) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

利用実績（人数）														定員	40
児童発達支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
開館日数	15	19	22	20	20	20	20	20	19	18	19	17	229		
登録者数（当月最大登録者数）	84	85	85	86	88	88	90	91	91	91	89	88	1056		
延利用者数	359	486	539	517	505	520	501	497	458	444	471	429	5,726	利用率	62.51%

(6) 児童福祉法第6項に規定する保育所等訪問支援

利用実績（人数）															
保育所等訪問支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
登録者数（当月最大登録者数）	8	8	8	9	9	10	11	11	11	11	11	12	119		
延利用者数	0	0	1	1	0	1	5	1	1	0	0	1	11		

(7) 児童福祉法第7項に規定する障害児相談支援

利用実績（人数）															
障害児相談支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
登録者数（当月最大登録者数）	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	12	127		
延利用者数	7	2	2	2	1	4	1	3	3	1	3	3	32		

(8) 障がい児に係る障害者総合支援法第5条18項に規定する計画相談支援

利用実績（人数）															
計画相談支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
延利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(9) 障がい児に係る障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援

利用実績（人数）															
基本相談支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
延利用者数	10	10	6	4	4	10	5	6	6	3	11	8	83		

(10) その他事業の良好な実施に関すること

①事業の実施にあたっては、利用者に対してアンケート等によるモニタリングを実施し、自己点検を行い、改善を図ったことがわかるような掲示等を行うなど、常に障がい者（児）の処遇の向上に努めました。

②大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター共有敷地の使用（占有）や休日等経常と異なる形態で大阪市基幹設備を使用する場合は、事前に書面（任意）にて申請のうえ、承諾を得ました。

③月毎に建物及び付属設備の点検等を実施のうえ「業務チェックシート」を翌月20日までに提出しました。

④月毎の利用者実績について「月次報告書」を翌月20日までに提出しました。

⑤新型コロナ感染症感染防止対策の徹底

当センターでは、以下のような取り組みにより、令和2年度から引き続き、館内での「感染発生と濃厚接触者が判明した事案」は一例もなく、個室のない4人部屋が主な入所施設においてクラスターの発生を完全に封じ込めることができ、併設している福祉型児童発達支援センターと合わせ、サービス継続を停止させることなく事業を実施することができました。

各種対策

- ・高性能の空気清浄機とCO2濃度計を、全居室・食堂・各訓練室・相談室
共有スペース・療育関連室などの主要な部屋に設置し換気を徹底実施。
- ・訓練終了後に全館消毒作業を実施。
- ・大阪市による無償PCR検査を隔週で実施。(全職員が対象)
(検査結果→令和3年2月から継続して受検者全員が陰性)
- ・大阪府による無償抗原検査を月に10回実施。(全職員が対象)
(令和4年8月に業者1名の陽性が判明した以外は全員陰性)
- ・体調不良者(職員・利用者)には、医療用抗原検査キットを用いた検査
実施により、感染者(疑いを含む)を早期発見する体制を維持。

3 施設の総合管理に関する業務

(1) 業務上必要な人員の配置、管理、指導、給与の支払及び必要な研修の実施

業務上必要な人員の配置に加え専門性の高い福祉サービスを提供できる専門職を多数配置し、管理、指導、給与の支払を実施しました。

障がいのある職員が、入所者の入浴介助、利用者・児の食事介助、館内清掃など様々な業務に従事しました。

また、人権研修等必要な研修を実施するとともに、専門性を向上させる機会として専門誌等における発表報告を行いました。社会情勢や福祉サービスの変化、医学水準の変化等をキャッチアップし、専門的な見地から先駆的な療法・プログラムへの取り組みを実施できるよう外部研修の受講も推奨し、受講者による伝達研修も実施しました。

職員配置

所 属	管理者	理学療法士	作業療法士	生活支援員	児童指導員	言語聴覚士	公認心理士	保育士	管理栄養士	看護師	嘱託医	その他
(更生部門) 指定障がい者 支援施設	1	1	1	11.4		1			1	2	1	2.9
(療育部門) 福祉型児童発達 支援センター		1	0.6		1	1.2	1	9	1		2	3

※常勤換算法による（ただし、嘱託医・看護師は実人数）

※「その他」には、サビ管・児発管・相談支援専門員・運転手等を含む。

※介護福祉士資格保有者は4人。

※障がい者雇用実績（4人）

- ①入所者の入浴介助員 (H21.4.6～1人)
- ②入所者の入浴介助員 (H22.4.1～1人)
- ③利用者・児の食事介助員 (R3.9.22～1人)
- ④館内清掃作業員 (R4.8.1～1人)

研修

月 日	内 容	受講数
5/16	豊かなことばを育むために	1名
5/28	TEACCHプログラム研究会「基礎からわかる自閉症」	1名
6/2	第1回発達障がい理解と支援（基礎編）	1名
6/9～17	あいサポート研修	27名
6/14～8/30	相談支援従事者現任研修	3名
6/15	堺市高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業研修会	3名
8/3～8/23	勤続1年未満の臨時職員の夏季研修	4名
8/5～26	大阪府サービス管理責任者等基礎研修	1名
8/25	発達障害の基礎を知る	1名
9/15	重心障がい児者等に対する医療的ケア研修（基礎）	1名
9/16	強度行動障がい支援者養成研修	1名
10/1・10/2	利用者一人ひとりの力を高める支援研修会	1名
10/11	本人の想いを引き出すインテーク面接力	3名
10/17～10/21	TEACCHプログラム研究会「自閉症の学習スタイル」	5名
10/18～10/27	相談支援におけるセルフケア	3名
10/20	IOT化前段階の業務改善のポイント研修	1名
11/2	第2回発達障がい理解と支援（基礎編）	1名
11/10・11/11	全国障害者リハビリテーション研究集会	2名
11/24	虐待防止研修	50名
12/3	発達期嚥下調査職と食事内容の実際	2名
12/3	子どもの命と未来を守る地域包括支援・チーム医療でできること	2名
12/9	第3回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会	6名
12/14	高次脳機能障がいへの理解と対応	6名
11/10・12/15	大阪府強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）	1名
12/20	普通救急救命講習	12名
1/19	大阪市地域リハビリテーション協議会関係機関職員研修	25名
1/27	インリアル研修（乳幼児期のコミュニケーションを支える認知発達）	16名
2/15	堺市高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	2名
2/17	TEACCHプログラム（自閉症のある方への視覚的支援）	19名
3/1	障害者差別解消法と合理的配慮について	50名
3/10	法人職員一斉研修 ・障がい者の人権について（障がい者の虐待防止） ・個人情報の保護について	51名
3/14	インリアル研修（赤ちゃん学の研究から見てきたインリアルの意義）	16名
3/15	大阪府相談支援従事者専門コース別研修（障がい児支援コース）	1名

(2) 大阪市ほか関係官公庁、機関への各種申請・報告・連絡調整

大阪市ほか関係官公庁からの事務連絡や依頼等について、連絡調整を含め適切に対応しました。

(3) 文書等の適正な管理保存

保存文書分類表に基づき対象文書等を適正に管理しました。

(4) 収支精算

収入において、コロナ禍により利用率が低迷したため、決算額が計画額に達しませんでした。支出において、経費縮減等に努めた結果、決算額が計画額を下回りましたが、物価高騰・光熱費上昇の影響を受け、収支決算は若干のマイナスとなりました。

①決算(令和4年度)

(単位:円)

(単位: 円)

		決算額	指定障がい者 支援施設	福祉型児童発達 支援センター	内訳
収入合計 (A)		235,042,553	160,337,919	74,704,634	
項目	給付費 利用者負担金等	231,542,437	157,628,309	73,914,128	・介護給付費収入 ・訓練等給付費収入 ・障害児施設給付費収入 ・利用者負担金 等
	業務代行料	1,848,095	1,349,109	498,986	・光熱費上昇に伴う補填収入
	その他	1,652,021	1,360,501	291,520	・職員給食費負担金
	支出合計 (B)	235,123,695	160,369,133	74,754,562	
項目	人件費	170,470,512	106,912,050	63,558,462	・職員俸給 ・職員諸手当 ・非常勤職員給与 等
	事務費	23,056,015	18,341,181	4,714,834	・業務委託費 ・保守料 等
	事業費	38,500,858	32,204,192	6,296,666	・訓練指導費 等
	その他	3,096,310	2,911,710	184,600	・固定資産支出 等
収支 (A) - (B)		▲ 81,142	▲ 31,214	▲ 49,928	

②収支状況

(単位:円)

収入	当年度	前年度	差異 (決算額-計画額)	主な要因
給付費等	計画額	288,753,000		
	決算額	235,042,553	▲ 53,710,447	
合計	計画額	288,753,000		・新型コロナウイルス感染症による利用者の減
	決算額	235,042,553	▲ 53,710,447	

支出	当年度	前年度	差異 (決算額-計画額)	主な要因
人件費	計画額	195,976,000		
	決算額	170,470,512	▲ 25,505,488	
物件費	計画額	92,777,000		
	決算額	64,653,183	▲ 28,123,817	
合計	計画額	288,753,000		・新型コロナウイルス感染症による利用者の減 ・退職等による人件費の減
	決算額	235,123,695	▲ 53,629,305	

(5) 施設維持管理、事業運営に必要な各種会議等

各種会議の通知、開催、運営及び業者との連絡調整、点検、確認及び指導業務を実施しました。

- ・ 指定管理調整会議・・・四半期毎に1回
- ・ 管理職会議・・・・・・毎月1回
- ・ 職員会議・・・・・・毎月1回
- ・ 広報委員会・・・・・・隔月実施
- ・ 研修委員会・・・・・・隔月実施
- ・ 行事交流委員会・・・・適宜実施
- ・ 業者との連絡調整、点検、確認及び指導業務・・・・適宜実施

(6) 電気設備安全点検業務

日常的に目視等による当該設備の安全点検を実施しました。

(7) 防火管理業務

以下について適切に実施しました。

- ・ 消防計画の作成
- ・ 消火、通報及び避難訓練の実施
- ・ 消防用設備等の点検及び整備
- ・ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- ・ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ・ 収容人員の管理

(8) 労働安全衛生推進業務

以下について適切に実施しました。(該当案件がない場合は未実施)

- ・ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・ 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ・ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ・ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ・ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ・ 安全衛生委員会の開催(月1回)、議事録作成
- ・ 定期巡視(週1回)産業医巡視(月1回)記録

(9) 利用者の安全確保及び防災並びに事故発生時等の緊急事態への対応業務

利用者の安全確保及び防災について「災害対応マニュアル」を策定し、自然災害（大震災や台風等）に備え非常食等を備蓄しました。台風接近時は最新情報の入手に努め、利用者および職員の安全確保に努め、敷地内各所で飛散・倒壊等防止策を講じるなど、強風等による被害を最小限に抑えるための対策を実施しました。

事故等発生時の緊急事態への対応について「事故等対応マニュアル」を策定し、大阪市平野消防署の協力を得た普通救命講習Ⅰを実施し、消防法施行規則（更生部門）児童福祉法施設基準（療育部門）に基づく避難訓練を実施しました。救急救命の手順について職員間で情報共有を図りました。来館者・利用者の事故や、緊急時に備えて総合賠償責任保険（対人・対物 1億円）に加入しました。

自然災害や感染症発生により一部の業務を中断せざるを得ない場合でも、優先業務を実施できるようにBCP（業務継続計画）を策定しています。

(10) ガス漏れ警報器メンテナンスへの対応業務

ガス漏れ警報器メンテナンスへの対応を適切に実施し、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターによる「月1回数時間ガスの使用全停止点検」の際、館内の利用者にガス使用機器（空調・給湯）利用停止を周知し、点検終了後に機器の利用設定復旧作業と利用者への利用再開を周知しました。

(11) その他円滑かつ良好な施設管理に必要な業務

- ・センターのホームページをスマホでも見やすい画面にリニューアルしました。
- ・当センターの障がい者支援施設においては居室エリアもあり、コロナ禍で施設見学の受入が困難なため、ICT導入環境整備による入所前面談等のオンライン化で、感染防止に努めながらの施設管理が実施できました。

4 建物及び付属設備の維持保全に関する業務

(1) 施設の維持管理・保守点検業務

「施設維持管理業務実施状況一覧」に基づき、必要箇所についての維持管理と保守点検業務を実施しました。

建物の寿命を延ばすために、壁面のひび割れやタイル破損部などに硬化材の充填などを行いました。

指定管理者側で修繕を実施した主な箇所は以下のとおりです。

- ・ 1 F 事務所内館内放送設備の故障修理
- ・ 給湯機の経年劣化による重故障新品取替（1 F 2 台、3 F 1 台）
- ・ 1 F 厨房床の給排水設備の経年劣化による補修工事
- ・ 3 F 系統空調機の室外機部品の経年劣化取替工事

(2) 施設の警備・保安に関する業務

防犯・防災設備として「防犯カメラと赤外線センサー」で不審者の侵入等を抑止し、万が一侵入され110番通報が困難な場合でも「非常通報装置」で迅速に非常通報ができる体制により警備・保安に関する業務を実施しました。

(3) 清掃業務（ごみ処理を含む）

日常清掃、定期清掃、浴室等清掃、ごみ処理、産廃処理を実施しました。

(4) 備品管理業務

管理を要する貸与備品については「更生療育センター本市貸与備品一覧」のとおりに適正に管理しました。

(5) AED日常点検・管理業務

日常点検を実施しAEDが常に正常に使用可能な状態を維持し「点検結果」を翌月20日までに提出しました。

(6) その他施設の良い維持管理に必要な業務

日常的に目視等による施設の点検を実施の上「業務チェックポイント集」を提出しました。

5 関係機関との連絡調整

関係機関・団体等のネットワークの構築により、地域の特色をふまえた円滑な施設運営に努めました。また、次世代の福祉人材を養成するために、各種機関等からの実習・見学等を受け入れました。

(1) 更生部門の連携先と連携内容

①更生部門の連携先と連携内容

連携先	連携内容
区役所・市役所	地域社会資源情報入手 在宅受給者証の発行 介護保険の申請
職業安定所	利用者の職業相談・求職登録
区役所地域保健福祉担当窓口 大阪市住まい公社・大阪府住宅供給公社 各地域の不動産会社	住宅の確保・住宅改造
区役所地域保健福祉担当窓口・地域ケア 作業所・援産施設・生活介護施設 各地域デイサービスセンター・地域自立支援センター各区 相談支援事業所各地域包括支援センター	日中活動関連の情報交換 日中活動の受け入れ依頼
大阪市職業リハビリテーションセンター・サテライトオフィス平野 障がい者就業・生活支援センター 職業能力開発校・民間企業	職業訓練・復職支援
平野区障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉サービスの利用にあたって必要な情報提供及び助言
グループホーム・入所支援施設 高齢者施設	地域活動の受け入れ先 センター退所後の受け入れ先
大阪脳卒中医療連携ネットワーク 各種医療機関	高次脳機能障害のある人の紹介・相談・データ活用 施設利用の相談・紹介

(2) 療育部門の連携先と連携内容

連携先	連携内容
大阪市こども相談センター (南部こども相談センター)	利用児・関係者関連の 相談、連絡、調整 受給者証発行関連の調整・確認
平野区障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉サービスの利用にあたって必要な情報提供及び助言
区子育て支援室(福祉業務担当)	療育サービスの紹介等 保育所入所・就学等相談・調整 地域生活関連の相談・調整
区保健福祉センター	利用関連手続き 受給者証発行関連の連絡調整 療育サービス利用関連の連絡調整
総合医療センター・大阪医科大 大阪発達総合療育センター等各種医療機関	療育サービス利用関連相談・調整 訓練・受診関連の紹介状等

(3) 見学・実習受け入れ

受入部門	実 習	見 学
更生部門	1名	0名(うち学生0名)
療育部門	1名	89名(うち学生0名)

6 障がいのある人への合理的配慮の提供・平等利用の確保

当該業務が大阪市の事務又は事業の実施であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めました。

平等利用の確保については、正当な理由なく利用を拒むことはなく、利用に際して不当で差別的な取扱いはいませんでした。

（1）合理的配慮の提供

更生部門

- ・障がい特性に応じた「訓練プログラムの作成」「食堂の座席配置」。
- ・貸出用車いすを施設見学者や利用者の体格差に対応した各サイズで用意。
- ・重度障がいでも利用可能なトレーニング機器の導入。

療育部門

- ・子供の体格・体形にあった環境整備「水道の高さ」「便器の大きさ」。
- ・アレルギー、咀嚼・嚥下機能の発育に応じた食事提供。
- ・子供の強みを考慮した、見通しが持てる手順書やスケジュール表の作成。

（2）平等利用の確保

更生部門・療育部門ともに、平等利用の確保についての研修や指導等を行い職員の意識を高めました。

7 その他市長が必要と認める事項

(1) 実施事業

①更生部門

①-1 計画

身体障がい者を対象に自立した日常生活または社会生活が行えるような支援

①-2 実施

i) 医学的リハビリテーション

現有機能の維持・向上を目的とした機能訓練を中心に、各人の障がいに応じた効果的な訓練プログラムを作成し、ア) 理学療法 イ) 作業療法 ウ) 言語療法の3分野を中心に、身体機能・言語機能・認知機能の訓練や日常生活動作の獲得に向けた支援を実施しました。エ) 高次脳機能障がい者に、専門性を活用した積極的な支援を実施しました。オ) その他支援として復職・就労支援、家族支援も実施しました。

ア) 理学療法

アクティブアプローチ(筋力トレーニングマシンやスリングといった訓練機器を活用し利用者が積極的にエクササイズに取り組む)による支援を実施しました。

機能訓練	・ アクティブアプローチ ・ 基本的動作訓練(寝返り、立ち上がり、歩行、姿勢保持等) ・ 運動療法(筋力強化、関節可動域訓練、バランス訓練等) ・ 自主訓練指導 等
外出訓練	・ 屋外歩行訓練 ・ 交通機関利用訓練(地下鉄、バス等) ・ 車椅子操作訓練(電動車いすを含む) ・ スポーツ訓練(障がい者スポーツ大会の参加、練習等) 等
家族・介護者への指導	・ 介助方法の指導 ・ 自主訓練のチェック方法等の指導 等

イ) 作業療法

生活に密着した動作のADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）に対して訓練を実施しました。ADLは『機能的自立度評価：Functional Independence Measure (FIM)』を実施し訓練を実施しました。高次脳機能障がい者に対する訓練についても言語聴覚士と連携のうえ実施しました。

ADL、IADL 訓練	《ADLの訓練内容》 ・食事動作（自助具の適応訓練、姿勢チェック等） ・更衣動作（動作指導、衣類の工夫等） ・入浴動作（洗身動作、移動等） ・整容動作（爪きり、髭剃り、口腔衛生等） 《IADLの訓練内容》 ・洗濯（自助具の工夫、干す・たたむ等） ・調理動作（片手動作等）
現有能力の活用訓練	作業能力を高めることで、意欲・自信を増大させていくことを目的とした訓練を実施しました。 《訓練内容》 ・木工作业（利き手交換も含む） ・手工芸作業（木彫、書道等） ・園芸作業
職業前評価	マイクロタワー法を利用し、職業能力を評価すると共に、作業能力を高める目的の評価を行いました。 ・空間関係の能力 ・事務的作業能力 ・金銭計算などの能力

ウ) 言語療法

失語症・運動障がい性構音障がいなど、言語によるコミュニケーションが困難な利用者に対し、言語機能及びコミュニケーション能力の改善を目的に訓練を実施しました。

言語機能訓練	言語機能の評価に基づき、失語症・運動障がい性構音障がいの改善目的に機能訓練を実施しました。 《訓練内容》 ・「聞く」能力／「話す」能力／「読む」能力／「書く」能力に対するアプローチ ・発声・発話器官・発音に対するアプローチ（明瞭な話し方の習得）
コミュニケーション能力を高める訓練	障がいを補い可能な方法でコミュニケーションできるよう支援しました。 《訓練内容》 ・代償手段の開発（コミュニケーション・ノート、描画、書字による伝達） ・家庭や外出先でのコミュニケーションの練習（シミュレーション）と実地練習 ・グループ活動（活動計画立案、時事話題の発表）

エ) 高次脳機能障がいへの対応

作業療法士と言語聴覚士が連携し、脳外傷・クモ膜下出血・脳出血・もやもや病などに起因する注意障がい・遂行機能障がい・記憶障がい・社会的行動などの支援を行いました。地域での一人暮らしを希望される場合、支援者への各個人の特性説明・環境調整を行いました。

・注意障がいへのアプローチ（ハンドベル、計算等） ・記憶障がいへのアプローチ（メモの活用、グループ訓練） ・遂行機能障がいへのアプローチ（環境設定、手順の簡略化）

オ) その他の支援

復職・就労支援	復職希望の場合、高次脳機能障がいについての情報提供が必要な場合が多く、職場との調整を実施しました。職業訓練校入学を希望されるケースについては、受験に対する支援を実施しました。
家族支援	言語機能についての理解を促し、有効なコミュニケーション方法や接し方について説明し、家族内でのコミュニケーションの機会が増えるよう連絡帳等を活用した支援を実施しました。

ii) 社会リハビリテーション

地域の自立生活センターのピアカウンセラーや、自立生活されている当事者等と連携し、身体的ハンディキャップを抱えながらも、前向きにいきいきと「生きる力」を高めることを目的に以下を実施しました。特に、脳血管障がいの利用者の割合が多いことから「障がいのある自分を認識し可能性を実感」でき「新たな生活・人生の再構築」が可能となるような支援の提供に努めましたが、コロナ禍の影響で活動制限を余儀なくされました。

- ・ 自立生活者宅訪問（自立生活の実際場面の見学）
- ・ ピアカウンセリング（自分の思いを語る、感情の表出、他者との共感）
- ・ 外出（計画から始め、公共交通機関の利用を経験）
- ・ 栄養面の勉強会（食事に対する考え方、健康管理について考える）
- ・ 調理（メニュー決定、買い物、実践を経験）
- ・ 福祉制度の勉強会等（自分が使うことができる制度についての知識向上）
- ・ 社会資源の見学（作業所、グループホーム等）

iii) 健康管理

定期健診の実施や体調不良者への対応、訓練可否判定など、利用者の健康管理には十分な注意を払いました。給食提供時には管理栄養士が中心となり、個々の嗜好を尊重し適温での提供に努めました。

iv) 退所支援

退所者12名中、地域移行11名（家庭復帰6名、単身生活4名、グループホーム1名）他施設入所1名）

①-3 実施結果の振り返り

事業目的である「自立した日常生活または社会生活が行えるよう」ということについて、単身生活及び地域移行が可能となった利用者は11名という結果に繋がりました。内訳は、自立訓練利用者が8名、生活介護の利用者のうち3名が単身生活へ移行できました。今後も長期間利用することで、地域生活への移行が可能となる利用者がいると考えられるため、取り組みを継続していきたいと考えます。

①-4 改善策

今後はICT（情報通信技術）導入による業務効率の改善を検討します。

②療育部門の実施事業

②-1 計画

多様な発達に障がいがある子ども総合的な支援

②-2 実施

専門的知識とスキルを活用したプログラムを実施しました。理学療法が必要な子どもを受け入れる親子通園に加え、子どもが単独で通う「親子分離型通園」も「保育所や幼稚園への入園前の準備」あるいは「保育園や幼稚園に替わるプログラム」として利用していただきました。

1) 療育の形態

医師、保育士、その他専門職による総合的な評価（保護者面談・児の臨床観察等）を行い、個別支援計画を作成し、チームを組み、集団やグループ支援、個別支援を組み合わせた療育を実施しました。さらに一人ひとりに応じたオーダーメイドプログラムを提供しました。一例として歩行を獲得していない子どもには、集団やグループ支援を行い、障がい児療育支援事業も活用した身体機能の向上や、医師の指示に基づく理学療法士による個別支援を行うなど、状況に応じて、必要な形態や内容を組み合わせた療育を提供しました。

利用検討中の保護者には、児童福祉サービスについて、相談支援専門員が公平・平等に情報を提供し、保護者の葛藤などに誠実に向き合いながら、診察や個別支援場面の利用で不安を軽減し、療育利用の意欲を高めていけるよう関わりました。

親子通園は8クラスの集団を土台として、理学療法・言語療法・栄養相談・保育等の個別支援を提供しました。理学療法支援では、移動手段として四つ這い移動や歩行が可能になるなど、運動機能面の向上が見られました。

栄養相談では、偏食への具体的な対応方法を保護者に伝えることで、生活の中での工夫を実践できた事例がありました。乳幼児期は、身体の発育にも個人差があり、身長・体重等に対する食事量の提案といった個別的なニーズが増えました。保護者のニーズと子どもに必要な支援を適切に把握し、今後も療育プログラムの柔軟な利用方法やニーズを満たすサービスを検討していく予定です。

ii) 療育の4つの視点

子どもと保護者へ「わかる・できる・楽しめる」療育を提供しました。子どもの発達支援に加え、保護者の成功体験は、育児への自信と、良好な親子関係を育む力となります。提供した療育の「4つの視点」は次の通りです。

ア) 発達支援という視点

発達とは年齢に伴う連続的な心身の変化であり「生得的なプログラムによる心身の変化である成熟」と「環境によって成立する学習」の2つの要因がそれぞれ密接に関係しています。環境によって成熟が影響されることや、学習がなされるために成熟を待つ必要もあります。これらがバランスよく影響し合えるような視点での支援を実施しました。

今何をするのかが分からない時には、環境設定（シンボルやスケジュール）を整えて提示することで、活動参加の機会が増え自発的な行動の開始が見られました。視覚支援（手順書や写真）の活用で、物の操作性が向上したケースもありました。発音の改善と語彙を増やすことや認知力を伸ばす取り組みでは、各種視覚支援（文字や写真、絵カード）の活用で、発語はないものの自発的な要求表現が可能になったケースもありました。

a. 遊びや生活力を高める支援	
子どもの発達や年齢に必要な遊び	ごっこ遊び、運動遊び、集団遊び、リズム遊び
造形・絵画遊び	
親子の愛育を育てる遊び	社会的なルールや役割を伴う遊び
時間や場所の整理	スケジュール、手順書
作業などの構造化	写真やシンボルを利用
社会的技能	挨拶、準備、片付けなど

b. コミュニケーション（人との交流支援）	
発達の評価や言語獲得支援	コミュニケーション評価、発音の改善や語彙を増やす
認知・学習支援	積み木、描画、はめいた、玩具の操作
対人への意義と反応	人に興味を持つ、人に発信、非言語行為の位置づけ
他者からの発信への反応	大人から、子どもから、子ども同士
他者との交流	大人と、子どもと、子ども同士

c. 身体操作や物の操作から一連の動作を遂行するための支援	
手の操作～応用動作～物の操作	握る・つまむ・離す～くぐる、またぐ～はしご昇降
一連の動作の行動	力や活動性の調整、衣服の着脱、入浴等動作の連鎖

d. 姿勢や運動機能の向上をめざした支援	
基本的動作と応用的動作	寝返・四つ這い・座位保持・歩行・地道・坂道・階段

イ) 生活支援という視点

生活状況の把握と支援	子どもの生活状況（生活習慣および健康状態） 睡眠・食事・更衣・排泄といった生活習慣への支援 家族の状況（父母・きょうだい・祖父母など）
地域との関係性	家庭児童相談室、保育所、他児童支援機関等との連携 医療機関との連携（情報共有、受診・検診・治療等）
将来の見通しが持てる機会づくり	保護者教室等を通じた情報共有 障がいがある学齢期や青年期の方に接する機会づくり →コロナ禍のため秋祭りを中止

ウ) 保護者（家族）支援という視点

子どもの理解に繋がる機会づくり	行動の背景を説明する 関わり方を提案し成功体験につなぐ
家族の理解に繋がる機会づくり	きょうだい同伴療育→コロナ禍のため中止 父親祖父母との通園の積極的な働きかけ

エ) 地域支援という視点

地域の集団に参加するための支援	所属機関と連携、情報共有（保育所訪問事業）
地域の保育所・幼稚園等への支援	コンサルテーション等

感染対策の強化が続く中、全体行事（保護者教室や家族が療育に参加する機会）の実施には様々な困難が伴いました。保育所等への訪問についても先方の感染状況等により延期や変更を余儀なくされるケースがありました。

iii) 4つの視点を支える専門性の確保

4つの視点（発達支援・生活支援・保護者支援・地域支援）を支える職員の専門性を確保し、児童発達支援センターの機能を最大限に発揮した療育を提供しました。専門性の確保のための外部研修は、コロナ禍の影響でオンラインに変更されることが多く、従来の実施方式で必須だった研修会場への移動時間等の負担が減ったことで、研修受講者による部門内での伝達研修の充実化に充当することができました。

②-3 実施結果の振り返り

低年齢の子どもの支援プログラムとして、クラス編成の少人数化で、それぞれの子どもの発声や発話の機会が増え、遊びかたに多様性を加えることができました。

利用状況から分析したところ、コロナ禍における感染防止対策を引き続き徹底しつつ、多様なニーズにきめ細やかに対応する必要があることを把握しました。

②-4 改善策

さらに多様なニーズに対応できるよう、低年齢の子どもの支援プログラムの内容の拡充を検討します。

③その他の実施事業

利用者のセンターでの活動をサポートするとともに、保護者への情報提供やボランティアの育成など、障がい児・者が社会参加するための環境整備につながるような事業を実施しました。

i) レクリエーション活動の実施（更生部門）

センターでの生活に楽しさや潤いを見出し、個々の利用者の積極的な社会参加を促進するためのレクリエーション活動を企画しましたが、コロナ禍で中止しました。

行事名	場所	実施月	総参加数
観桜会	造幣局	中止	0名
新年会	センター内	中止	0名
球技大会	センター内	中止	0名

ii) 健診の実施

行事名	場所	実施月	総参加数
定期健診（更生部門）	センター内	R4. 4・5・6 7・9・10・11 R5. 1・2	57名

iii) 保護者および家族向けの研修会等の実施（療育部門）

センターでの療育状況や子どもの障がいへの正しい理解など保護者に必要な情報を提供し、保護者教室は密を避けた環境で少人数で実施しました。

行事名	場所	実施月	総参加数
保護者研修会	センター内	R4. 6・8・9・12	90名

Ⅳ) 市民ボランティアの育成活動の場の提供

障がい者・児との交流の場づくりと障がい者・児およびその保護者への理解を深める啓発活動の一環としてボランティアの積極的な受け入れと育成を長年行ってきましたが、コロナ禍のため中止しました。

ただし、館外で活動が可能な園芸分野については、新たなボランティアの協力を得て、花壇や野菜のプランターを整備しました。

更生部門	書道教室	一名	ピアカウンセリング	一名
	そろばん教室	一名	囲碁将棋教室	一名
	パソコン教室	一名	喫茶コーナー	一名
療育部門	夏季プログラムに伴う利用児のきょうだい対応			一名
共 通	秋祭り			一名
	園 芸			2名

Ⅴ) 市民啓発事業・市民交流事業

ア) 市民と利用者交流の場「センター秋祭り」の開催

市民啓発と利用者交流の場としてリハビリテーションセンターと連携し長年実施してきた「センター秋祭り」を、感染防止対策に配慮した新形態の「秋祭りWeek」に刷新し、実施を予定しましたが、コロナ禍のため中止しました。

行事名	場所	実施年月	総参加数
秋祭りWeek	クレオ大阪南	R4.10→中止	一名 (更生部門 一名) (療育部門 一名)

イ) 地域の子育て支援イベントの実施(療育部門)

第15回ひらの子育てフェスタにおいて、毎年同事業に携わっている子育て関連機関等として、当センターの療育部門の動画を提供することで市民への周知に努めました。

(2) サービス向上・利用促進策

多様化する利用者ニーズの把握を通じサービス向上と利用促進を図りました。

①更生部門

個別支援計画の作成	・個別支援計画の作成とサービス提供の流れについて見直しを行い、訓練評価やモニタリング機能を強化し、より一層システムの充実を図りました。
病院連携の強化	・地域の病院と連携し、治療の段階が終了したものの、訓練が必要とされる方の、センター入所までのスムーズな支援体制を作り、利用促進に努めました。また、医療機関で構成されている、大阪脳卒中連携ネットワークにオブザーバーとして参加し、医療機関とのネットワークづくりに努めました。
訓練プログラムの充実	・高次脳機能障がい者対象の記憶訓練プログラムを実施しました。 ・復職希望者を対象に復職訓練プログラムを実施しました。 ・社会生活力プログラムに訓練士全員が参加する事でプログラム内容を充実させました。また、失語障がい者への社会生活力プログラムを別に設定することで、失語のある人の社会生活プログラムの利用促進を図りました。 ・健康面に対する評価、支援プログラムを実施し、再発防止の重要性についての理解が深まるよう努めました。 ・「ワンデイプログラム」という新たなプログラムを立ち上げ、利用者自身で「考え」「判断し」「行動する」場面を積極的に設定し、高次脳機能障がいのある方への支援の充実に努めました。
地域移行の強化	・地域移行を円滑に行う為に、入所早期から家庭訪問を実施し、環境調整の必要性・問題点を明確にし、それらを解決するための訓練プログラムを提供しました。 ・退所者17名の内15名の地域移行を行いました。
広報活動の強化	・センターのサービス内容を十分に理解していただくため、大阪脳卒中医療連携ネットワーク会議（大阪市及び周辺地域の脳卒中医療にかかわる医療機関一約70機関）に出席し、医療関係機関等への利用促進を兼ねた広報活動をZOOM等を活用し実施しました。 ・パンフレットを医療機関に郵送し申込書類はホームページからダウンロードできるようにしました。

②療育部門

積極的な通園への働きかけ	・既存の通園日を限定せず各家庭の状況に応じ利用する日数の調整などを行い積極的な通園利用を働きかけました。 ・療育利用にあたって、保護者のニーズを丁寧に聞き取り、見学日を設定し具体的な療育がイメージできるよう取り組みました。
広報活動の強化	・低年齢児（１歳前後のダウン症児やことばの遅れを主訴とする２歳前後の子ども）の相談は、各区保健福祉センターや市内の医療機関へプログラム等の情報を提供し、年度途中からの利用もできるよう情報を共有しました。
通園日数確保と通園児の兄弟姉妹参加型プログラム設定	・学校園の夏・冬休みは閉館日を設定せず、継続的利用ができるよう通園日数の確保に努めました。 ・通園児の兄弟姉妹が療育に参加する機会は、コロナ禍のため中止しました。
並行通園児の支援の強化	・保育所等との並行通園児には、保育所等訪問支援事業を活用した支援に取り組み、所属園職員の見学を積極的に受け入れ、具体的な支援方法や情報の共有に努めました。
多様な食事の提供と相談・助言	・偏食やアレルギーのある子どもには、保護者からの聞き取りや書面等をもとに、個別的な対応やアレルギー食を用意しました。また各々の子どもに応じて、幼児食・刻み食・やわらか食等の調理形態で給食を提供しました。 ・管理栄養士は給食場面に適宜加入し、保護者の食生活の相談に応じ必要な助言を行い、緊急時に対応できるように毎食１～２食の予備を準備しました。
保護者の意識向上	・家族支援の一環として、感染症対策や健康管理等の情報提供や説明を行いました。 ・体温や体調確認など、コロナ感染防止を踏まえた対策に努めました。 ・障がいの特性や具体的な関わり方など、保護者が子どもとより良い関係を保ちながら育児力を高めていけるよう定期的に保護者教室を行いました。
継続した保護者支援強化	・センターから地域（保育所・幼稚園・小学校）に生活のベースを移行した場合であっても、相談や助言のシステムを継続し、保護者支援に取り組みました。

(3) 管理経費縮減・環境への取組状況

①管理経費の縮減

サービス水準の確保を図りながら、経費縮減への取り組みを行いました。

- ・臨時職員の配置への継続的な実施
- ・給食提供の業務委託化

②エネルギー縮減への取組

日々の施設管理を通じて、エネルギーの縮減に努めました。

- ・夏季の「軽装勤務」の推進
- ・夏季および冬季の冷暖房温度の適正な設定
冷房運転時：室温 28 度基本設定
暖房運転時：室温 20 度基本設定

③3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

3Rの推進に積極的に取り組みました。

- ・ゴミの分別、再生紙の利用等のリサイクル推進に努めました。
- ・廃棄物の発生抑制に努めました。
- ・施設の敷地内での植栽の保全、花の栽培など緑化推進に努めました。
- ・両面コピーの実行等によりコピー用紙使用量の縮減を図りました。
- ・再生紙など環境配慮商品の積極的利用と購入に取り組みました。

(4) 利用者からの意見等への対応状況

投書箱を設置することで利用者からのご意見収集体制を整え、ご意見について迅速に対応するように努めています。

(5) モニタリングの実施状況

当センターで提供するサービスについて、利用者およびご家族の要望・評価を把握するため、ケースワーカー等の担当職員が、適宜ヒアリングを行いました。

利用者の要望・評価を定量的にも把握できるようアンケートを実施しました。

① 更生部門のモニタリング

毎週木曜日の午前の時間帯に、利用者からの施設生活に関する意見・要望や提案を受け入れる「定例全体集会」を実施しました。

② 療育部門のモニタリング

個別支援計画に基づくモニタリングは、計画に沿って必要な時期に担当職員等が対応する機会を設け実施しました。モニタリングをもとに、担当者会議を開催し、個別支援計画の作成・見直し・変更等を行っています。保護者の要望や困りごと、子どもの現状等を保護者と共通理解できるような機会（個人懇談や個別支援場面）を必要に応じて設定しました。

③ アンケートの実施

モニタリングの一環として、要望・評価を客観的に把握できるように、更生部門・療育部門で、利用者アンケートを実施しました。

更生部門

専門性の高いサービス提供については高評価であり、更にきめ細かなサービスが提供できるよう業務の効率化の検討が必要だと考えられます。

療育部門

児童発達支援計画に沿った支援が行われていることについては高評価であり、更にきめ細やかなサービスが提供できるよう業務の効率化の検討が必要だと考えられます。

(6) 個人情報保護への取組状況

当協会は、大阪市の「健康福祉分野における個人情報取扱事業者が定める規程の参考例」に基づき、「個人情報取扱運用細則」を作成し、業務上取り扱う個人情報については、当該運用細則、厚生労働省の「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、および大阪市個人情報保護条例に基づき取扱いました。

- ・ 個人情報保護に関する窓口および責任者を設置しました。
- ・ 法人全体でLANを厳重管理し外部からの侵入に伴う情報流出を防ぎました。
- ・ 職員が名札を使用することによって外部者との識別を明確にしました。
- ・ 個人情報記載書類は施錠可能な場所に保存し、厳重に管理しました。
- ・ 職員に対する継続的な周知で個人情報取り扱いに対する意識を高めました。

(7) 女性活躍促進の取組み

当協会は、多様性のある職場環境の整備を重視しSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を推進するためにも、女性の活躍を応援しており、計画期間（令和2年9月1日～令和7年3月31日）内に管理職に占める女性労働者の割合を40%以上にする目標を定めており、本年度の達成率は24%でした。